

スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞に係るセルフチェックシート

【団体名：一般社団法人 東京都スケート連盟】

【記載日：令和6年2月1日】

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している B：一部対応している C：対応できていない

項 目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適応される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・一般社団法人に関する法律を遵守し、当連盟の定款に従い、運営及び事業を実施している。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	—
(3) 事業運営に当たって適応される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・大会などの事業、各種講習会等を行う際は、当該施設の関係者と十分な打ち合わせをし、施設の使用に係る規則や当該施設を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守している。	
・個人情報保護法を遵守し、個人情報の取り扱いについては十分留意して管理している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・会長1名、副会長2名、理事11名、監事2名で定期的に理事会を実施している。	
・理事会においては、本部、各部の事業報告、事業計画、予算・決算についての報告を行っている。	
・上記内容は、定時社員総会によって全加盟団体の承認を受けている。	
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・連盟として目指すべき基本方針を策定したうえで、本部・各部の事業計画、収支計画を策定し、社員総会での承認のもと、大会要項、大会結果、強化選手などを連盟のホームページに公表している。	
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
・当連盟主催の研修会が現段階では開催されていないが、中央団体が主催する暴力行為や、セクハラ、パワハラ行為防止のためのコンプライアンス研修については、理事、役員をはじめ、全加盟団体へ周知し、参加を促している。	
(2) 指導者、競技者に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等の参加を促しているか。	B

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・当連盟主催の研修会が現段階では開催されていないが、中央団体が主催するコンプライアンス研修については、加盟団体所属の指導者、競技者へ周知し、参加を促している。 ・今後は理事会で協議し、当連盟主催研修会の開催を目指して計画していく。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・本部会計、各部会計ともに会計処理が適正に行われるよう定款に必要な事項を定め、適正に処理している。 ・上記の出納簿、証憑類は監査を行い、担当税理士が適正に管理している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・(公財)東京都体育協会、(公財)日本スケート連盟の補助金給付を受けており、補助金に関する要項や事務手続きの手引き等に従い、適正に会計処理を行っている。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・定款に基づき、監事による監査、税理士の指導のもと、適正に行うとともに、社員総会において前年度の会計に関する計算書類の承認を受けている。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適正に行うとともに、組織運営に係る情報を開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・当連盟のホームページにおいて、連盟概要、運営情報(事業計画、強化選手、国スポ代表派遣選手、大会結果、各種講習会等)を公表している	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・当連盟のホームページにおいて、理事構成など組織運営に係る情報を公開している。 ・ガバナンスコードの遵守状況(セルフチェック)は掲載していないため、このシートをもとに、理事会で精査し、公表を目指したい。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか。 (ある場合は、下欄に記述)	
原則 2- (3) 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	
役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・すべての理事・監事は、70 歳未満での就任年齢であり、細則で 75 歳の定年制を設けた。	